

美和福社会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年 4月 1日～2024年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2019年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2019年 6月～ 職員会議での検討開始
- 2019年10月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修及び 回覧、掲示等による職員への周知
(毎月)

目標2：2022年 4月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり
平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2019年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2019年 6月～ 職員会議での検討開始
- 2019年10月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2019年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始